

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

- (1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 携帯電話不感地域の解消のため、国において、すべての国民が携帯電話不感地域において通信可能となるよう、必要な措置を講じるとともに、自治体が自ら事業主体とならず、事業者が基地局施設等を整備する場合についても国の支援対象とすること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

- (3) 情報通信基盤整備に伴い事業者を支払う共架料について、地域の実情に即したのものとなるよう、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を見直すこと。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

- (1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、全ての市民が放送を受信できるよう、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について対応を促進するとともに、移行後においても、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を継続すること。

特に、電波障害のある地域等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修など、難視聴地域解消への対策に万全の措置を講じること。

- (2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、高齢者世帯等の地上デジタル放送未対応世帯を対象とした戸別訪問や相談会の実施など、国民への説明を徹底すること。

また、移行後においても地上デジタル放送に関する問い合わせについて、総務省テレビ受信者支援センターが直接対応できるようにすること。

なお、受信環境の整備が整うまでの間、アナログ放送の停波期限を延長することを検討するなど、適切な対策を講じること。

(3) CATV事業者に対し、地上デジタル放送のみの再送信サービスの提供について、一層働きかけること。

3. ICTを利活用した地域の安全・安心の確保や地域経済の活性化、医療・福祉・教育等の分野におけるサービス開発等、都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、必要な人材の育成とノウハウの提供、都市自治体への財政支援等、ICT施策推進に係る支援制度の充実を図ること。

また、地域情報プラットフォームを活用した情報システムの導入に対する財政措置を講じること。

4. 災害時等においては、医師や救急隊が必要な個人の医療情報を取得することができるよう、必要な措置を講じること。

また、基礎自治体と登記所間における事務の効率化を図るため、登記情報の電子通知については、固定資産税システムに容易に取り込み可能なものとなるよう、環境整備を推進すること。

5. 公的個人認証サービスに基づく電子証明書の有効期限を、住民基本台帳カードの有効期限と同様の10年とすること。

6. 市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。